

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

平成30年度（2018年度）

ごみ処理基本計画

アクションプログラム

（実績）

令和元年（2019年）6月

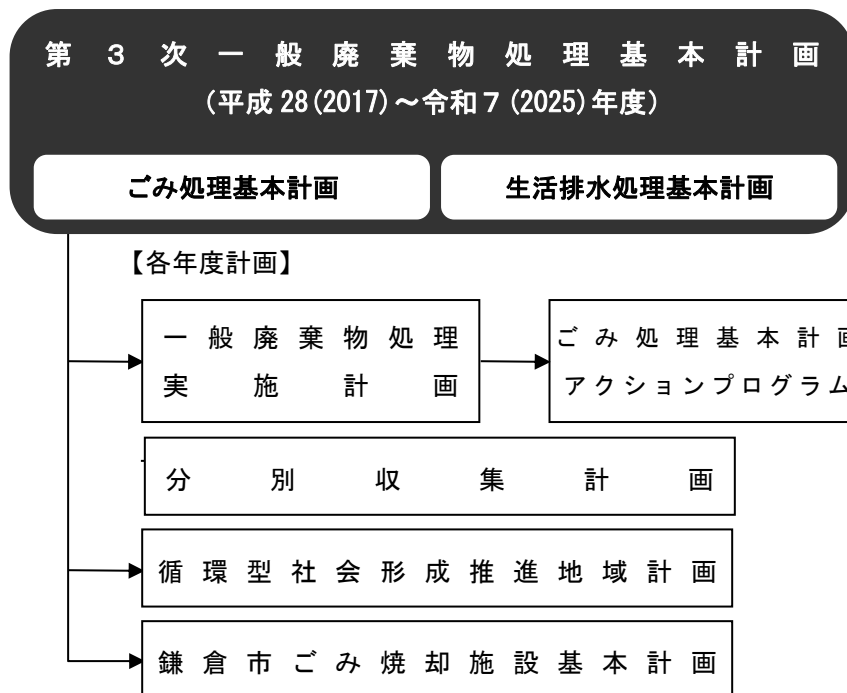
1 アクションプログラムの背景

本市では、平成 18 年度（2006 年度）に策定した第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（以下「第 2 次ごみ処理計画」という。）に基づき、ごみ減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

第 2 次ごみ処理計画は、平成 23 年度（2011 年度）の中間見直しによって新たな施設を建設せずに市民や事業者のご協力をいただきながらごみ焼却量を 3 万トン以下に削減する方策へ転換し、また、ごみ焼却量の削減目標を確実なものとするため平成 25 年度（2013 年度）に第 2 次ごみ処理計画の再構築を実施しましたが、ごみ焼却量を 3 万トン以下とする目標は達成できませんでした。

平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間を対象とする第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）は、平成 27 年度（2015 年度）まで実施してきた第 2 次ごみ処理計画の評価、また、名越クリーンセンター焼却停止後の新たなごみ焼却施設として令和 7 年度（2025 年度）稼働に向けた取組みを進めている状況を踏まえた上で、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、改めて課題の整理を図りながら今後の廃棄物処理の方針を策定していましたが、平成 28 年（2016 年）2 月に戸別収集の実施について見直しが必要となったため、平成 28 年（2016 年）4 月に暫定版の計画を策定し対応を図った後、平成 28 年（2016 年）10 月にごみ処理基本計画を策定しました。

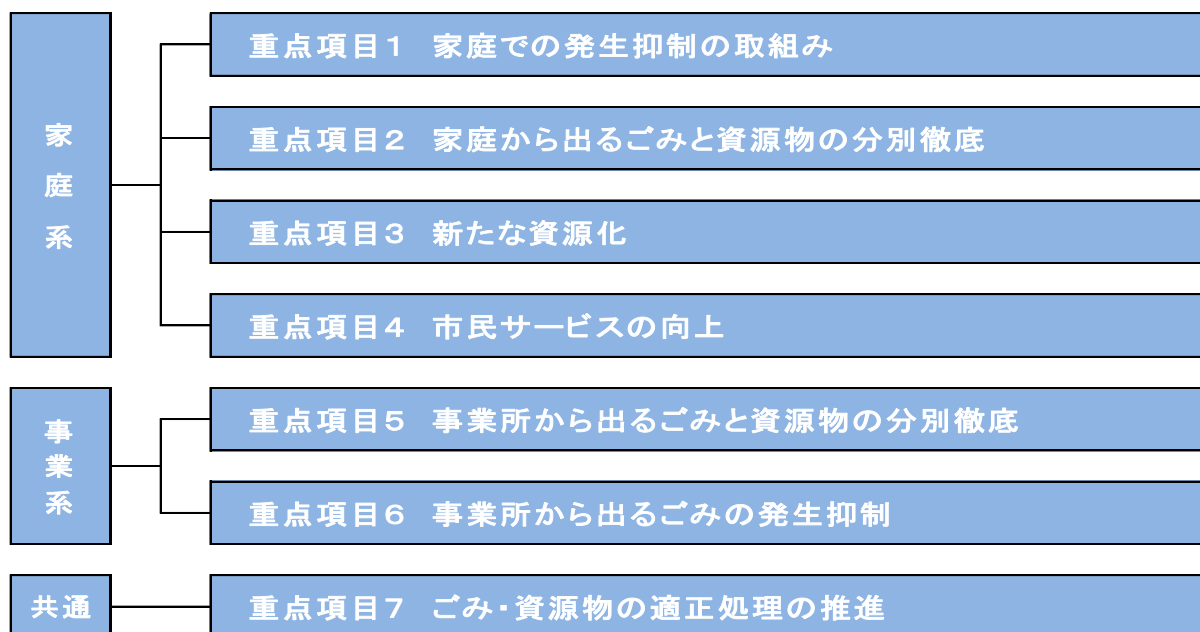
平成 30 年度（2018 年度）のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置づけた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであることから、平成 30 年（2018 年）6 月に策定したものです。



2 平成 30 年度（2018 年度）アクションプログラムの実施概要

（1）重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組みのうち、次の7項目を重点項目として実施しました。



（2）ごみ処理基本計画に定める焼却量

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量

焼却見込量 (t/年)	平成 30 年度(2018 年度)	令和元年度(2019 年度)	令和2年度(2020 年度)
		32,726	32,714

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値

(単位:t)

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度)
家庭系	分別徹底・食品ロスの削減	-1,445	-1,501	-1,550
	重点項目 1,2			
	生ごみ処理機の普及			
	重点項目 1			
	重点項目 3			
製品プラスチック資源化(拡大)	重点項目 3			
皮革製品等の資源化				
粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残さ)				
事業系	資源物分別徹底による燃やすごみ減量	-1,385	-1,385	-1,385
	重点項目 5			
	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)			
重点項目 6	-1,385	-1,385	-1,385	
生ごみ資源化量(食品リサイクル)				
重点項目 6				
総計		-2,830	-2,886	-2,935

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量(目標値) (① - ②) (t/年)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)
	29,896	29,828	29,639

(3) ごみ焼却量の状況

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
ごみ焼却量排出 見込み	40,112 t	40,178 t	32,833 t	32,787 t	32,726 t
ごみ焼却量見込み (目標値)	30,721 t	29,923 t	32,273 t	31,038 t	29,896 t
ごみ焼却量 (実績値)	37,284 t	34,882 t	36,384 t	30,852 t	29,992 t

(平成27年度(2015年度)以前の目標値は、第2次基本計画に基づく値です。)

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳（月別）（実績値）

平成28年度（2016年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	2,093	2,024	2,232	2,098	1,967	1,784	2,001	2,125	2,174	2,156	2,444	1,955	25,053
事業系	941	996	958	1,003	1,099	973	945	890	948	922	778	878	11,331
計	3,034	3,020	3,190	3,101	3,066	2,757	2,946	3,015	3,122	3,078	3,222	2,833	36,384
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	243	949	1,303	1,355	3,850

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成29年度（2017年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,619	1,393	1,245	1,587	1,906	2,022	1,916	1,951	1,679	2,183	849	1,971	20,319
事業系	844	961	911	960	928	869	902	860	861	859	726	850	10,533
計	2,463	2,354	2,156	2,547	2,834	2,891	2,818	2,811	2,540	3,042	1,575	2,821	30,852
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成30年度（2018年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,690	1,833	1,676	1,419	1,802	2,043	1,101	2,131	1,630	1,360	2,230	1,129	20,038
事業系	857	884	857	902	872	783	877	809	825	811	688	782	9,954
計	2,547	2,717	2,533	2,321	2,674	2,826	1,978	2,940	2,455	2,171	2,918	1,911	29,992
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について
 家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

○家庭系・事業系燃やすごみの収集量の内訳（月別）（実績値）

平成 28 年度（2016 年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,626	1,785	1,607	1,660	1,769	1,687	1,597	1,575	1,806	1,682	1,447	1,625	19,866
事業系	909	962	924	932	1,009	918	909	859	911	897	750	831	10,811
計	2,535	2,747	2,531	2,592	2,778	2,605	2,506	2,434	2,717	2,579	2,197	2,456	30,677

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 29 年度（2017 年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,519	1,790	1,682	1,704	1,760	1,567	1,711	1,566	1,653	1,702	1,384	1,609	19,647
事業系	809	923	875	914	886	838	859	821	793	834	696	819	10,067
計	2,328	2,713	2,557	2,618	2,646	2,405	2,570	2,387	2,446	2,536	2,080	2,428	29,714

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 30 年度（2018 年度）

（単位：t）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,628	1,691	1,568	1,764	1,640	1,448	1,683	1,621	1,668	1,731	1,415	1,534	19,391
事業系	815	847	826	849	827	751	824	774	794	788	662	753	9,510
計	2,443	2,538	2,394	2,613	2,467	2,199	2,507	2,395	2,462	2,519	2,077	2,287	28,901

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

○総括

平成 30 年度（2018 年度）のごみ焼却量については、平成 29 年度（2017 年度）のごみ焼却量 30,852 トンに比べて約 860 トン減量され 29,992 トンとなり、目標値であった 29,896 トンには 96 トン達しませんでした。第 2 次ごみ処理計画から目標としていた 30,000 トン以下を達成することができました。

家庭系燃やすごみについては、製品プラスチック等の資源化品目の拡大、自治・町内会への説明会や各種広報などによる発生抑制の取り組み、不適正な排出者に対する排出指導などを行うことで減量を図ることができました。

また、事業系燃やすごみについては、ピット前検査を実施し、分別状況の悪いごみについては持帰り指導を行いました。排出状況が悪い事業者や多量排出事業者に対しては、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を行うことで、減量を図ることができました。

項目	実績値			目標値
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
焼却量	36,384t	30,852t	29,992t	29,896t
	32,126t(推計) (※)			

※ 平成 28 年度（2016 年度）における家庭系収集量実績 19,866t 及び事業系ごみ収集量実績 10,811t に、その他のごみ（市民持込みごみ、許可業者随時持込み等）の推計 1,449t を加算して焼却量推計値 32,126t を算出しました。

3 重点項目の概要

(1) 重点項目1 家庭での発生抑制の取組み

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 食品ロス削減のパンフレット配布や説明会などでの啓発													
② 水切りの啓発													
③ 家庭用生ごみ処理機の普及(購入費助成制度・直接販売制度)													
④ 家庭用生ごみ処理機の展示と説明													
⑤ 家庭用生ごみ処理機の使用支援													実 施
⑥ 不用品登録制度の普及													
⑦ リユース食器の普及 使い捨て容器の削減													
⑧ 自治・町内会説明会													
⑨ イベント等での啓発													
⑩ 広報等による啓発													
⑪ 情報発信ツールの環境整備	検 討												
⑫ 小中学校等における環境教育の実施	実 施												

《家庭における食品ロスの削減》

①食品ロス削減のパンフレット配布や説明会などでの啓発、⑧自治・町内会説明会

食品ロスを減らすための活動である「3010(さんまるいちまる)運動」についてホームページ等で紹介するとともに、自治・町内会説明会や各種イベント等において、「食材の便利帳」の配布などを行い、市民への周知・啓発を行いました。

外食や宴会が増える年末年始には、神奈川県と連携して、食べ残しの削減をよびかけるポスターを市内の主要駅等に掲示することで、幅広く周知を行いました。

また、まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」をNPO法人鎌倉リサイクル推進会議と協力して実施しました。

集まった食材はNPO法人ふらっとカフェ鎌倉に提供し、イベント等で活用しました。

平成 30 年度（2018 年度） フードドライブ実績

	募集期間	提供人数	提供品目	重量	主な品目
第 1 回	5 月 27 日～6 月 8 日	19 人	71 品目	30 kg	麺類、缶詰類、調味料など
第 2 回	7 月 22 日～7 月 27 日	30 人	130 品目	66 kg	
第 3 回	11 月 25 日～11 月 30 日	15 人	52 品目	20 kg	
第 4 回	3 月 25 日～3 月 30 日	40 人	189 品目	115 kg	
合計		104 人	442 品目	231 kg	

平成 30 年度（2018 年度） 自治・町内会説明会実施状況

地域	団体数	回数	参加者数	地域	団体数	回数	参加者数
鎌倉	18	16	364	大船	12	12	286
腰越	8	8	230	玉縄	7	9	270
深沢	12	12	289	合計	57	57	1,439

※⑧自治・町内会説明会 については、他の取り組みにも関連するものです。

《水切りの普及啓発》

②水切りの啓発、⑧自治・町内会説明会

自治・町内会説明会や各種イベント等において、生ごみの水切りの必要性について説明し、家庭で簡単に実践できる方法を紹介しました。また、水切り器の配布を行い、周知・啓発を行いました。（参考：平成 28 年度（2016 年度）から平成 30 年度（2018 年度）まで約 360 個配布）

《家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及》

③家庭用生ごみ処理機の普及（購入費助成制度・直接販売制度）

④家庭用生ごみ処理機の展示と説明、⑧自治・町内会説明会

生ごみ処理機をゴミ減量対策課窓口前やごみダイエット展などでの展示や、市民からの問い合わせに対し使用方法について説明を行い、生ごみ処理機の周知・啓発を行いました。

また、さらなる普及を図るため、民間事業者と協力して、主に主婦層を対象に生ごみの処理方法や生ごみ処理機に対する関心などを調査するアンケートを行い、今後の周知・啓発を行う上での課題を確認しました。

生ごみ処理機助成台数（過去 5 年）（単位：台）

年度	電動型	非電動型	合計
平成 26 年度（2014 年度）	329	887	1216
平成 27 年度（2015 年度）	247	714	961
平成 28 年度（2016 年度）	145	301	446
平成 29 年度（2017 年度）	148	193	341
平成 30 年度（2018 年度）	173	158	331

⑤家庭用生ごみ処理機の使用支援

平成 28 年（2016 年）11 月から家庭用生ごみ処理機の使用支援として、生ごみ処理機の助成制度を利用された方に電話にてアンケートを行い、使用時の問題点がある場合にはアドバイス等を行い、継続使用を促しています。

平成 30 年度（2018 年度）までの間にアンケートを実施した 699 名のうち、524 名（約 75.0%）の方が現在も使用しており、479 名（約 68.5%）の方が既存の生ごみ処理機が壊れた後でも制度を利用して生ごみ処理機を購入したいと回答しています。

《不用品登録制度などのリユース制度の拡充》

⑥不用品登録制度の普及、⑧自治・町内会説明会

広報かまくら 11 月 15 日号及び 1 月 1 日号において制度を紹介し、自治・町内会説明会やイベント等においては、NPO 法人鎌倉リサイクル推進会議及び NPO 法人シチズンネットかまくらと協働してチラシの配布などを行いました。平成 28 年度（2016 年）からは、目標としている成立件数 1,000 件を達成しています。

不用品登録制度登録・成立実績（過去 5 年）

年度	登録件数	成立件数	成立割合
平成 26 年度 (2014 年度)	1,618	989	61.1%
平成 27 年度 (2015 年度)	1,498	983	65.6%
平成 28 年度 (2016 年度)	1,475	1,088	73.8%
平成 29 年度 (2017 年度)	1,490	1,126	75.6%
平成 30 年度 (2018 年度)	1,480	1,040	70.3%

《ライフスタイルの見直しに向けた啓発》

⑦リユース食器の普及 使い捨て容器の削減、⑧自治・町内会説明会

「かまくらプラごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、ゼロ・ウェイストの実現さらには SDGs の目標を達成できるよう、マイバッグ、マイボトル、マイ箸の使用、使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を行いました。

自治・町内会主催の祭りなどのイベントにおけるリユース食器の利用を推進するため、市の補助制度を紹介するチラシを自治・町内会に送付するなどして利用を呼びかけました。

平成 30 年度（2018 年度）は、自治・町内会や NPO 法人などに対して 19 件の補助を行いました。

《3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供》

⑨イベント等での啓発、⑧自治・町内会説明会

年間を通じて、イベントに来場した市民に対して、ごみの分別や生ごみ処理機などについて周知・啓発を図りました。また、水切り器やエコバッグなどの啓発グッズを配布し、積極的なごみの発生抑制を呼びかけました。ごみダイエツト展については、本庁舎及び各支所にて生ごみ処理機及び発生抑制などの啓発パネルの巡回展示を行いました。

9回（ごみダイエツト展を除く）

4月29日	ボーイスカウト祭り
5月20日	第18回鎌人いち場
6月12日～6月18日	地下道「ギャラリー50」
6月18日	店頭キャンペーン 鎌倉東急ストア
6月19日	店頭キャンペーン ホームセンターコーナン鎌倉大船店
6月26日	店頭キャンペーン 相鉄ローゼン
7月8日	五葉会夏祭り 大町五丁目・松葉町内会
8月18日	子守神社祭礼 打越町内会
11月23日	大町餅つき祭り 大町五丁目・松葉町内会
毎月	ごみダイエツト展

⑩広報等による啓発

広報かまくらにおいて「こちら環境通信局！」というコーナーを設け、分別のポイントや減量の工夫等について紹介しました。特集記事として、7月15日号では平成29年度(2017年度)の有料袋の手数料の用途などを紹介しました。

また、ごみ減量通信を年間で3回発刊し、市民への周知・啓発を行いました。

<ごみ減量通信の内容>

- 9月号 「ごみ処理基本計画アクションプログラム、生ごみ処理機」について
- 12月号 「平成30年度年末年始の収集、SDGs未来都市・自治体モデル事業」について
- 3月特集号 「分別のギモン」について

《多様なツールによる情報発信》

⑪情報発信ツールの環境整備

若手世代や転入者、単身世帯など比較的ごみに無関心な層への周知を図るために、スマートフォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用して、資源物とごみの分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」の実証実験を平成31年(2019年)3月29日から開始しました。

《学校等における環境教育の推進》

⑫小中学校等における環境教育の実施

小中学校については、職員が学校に赴き鎌倉市のごみの現状や課題、3Rや地球温暖化について出前講座を行いました。保育園・幼稚園については、幼いうちから環境に関心を持ってもらうため、園児にも分かりやすいオリジナル紙芝居や分別ゲームを貸し出しました。

＜出前講座＞

- ・小・中学校等で8回実施 473人（小・中学校で参加の生徒数）
 - 内訳 小学校3校 295人
 - 中学校5校 178人

※その他、保育園2園、幼稚園3園に紙芝居や分別ゲームを貸し出しました。

＜施設見学＞

市民などを対象に、施設見学を実施しました。

- ・名越クリーンセンター 17回 666人
- ・笛田リサイクルセンター 14回 617人

○総括

家庭系生ごみ処理機の普及台数は、生ごみを自己処理できる生ごみ処理機に対する市民の意識の高まりによって、有料化の開始前の平成26年度（2014年度）では1,216台、開始された平成27年度（2015年度）でも961台の普及台数でしたが、平成30年度（2018年度）は331台と目標である850台を大幅に下回りました。平成30年度（2018年度）は新規購入者の拡大と、生ごみ処理機の継続使用を促すための購入者に対する使用支援を継続して実施しました。また、民間事業者と協力して、主に主婦層を対象に生ごみ処理機に関するアンケートを行い、今後の周知・啓発を行う上での課題を確認しました。

ごみ減量施策として、生ごみの水切り、食品ロスの削減やマイバッグの使用など発生抑制を中心とした取り組みについて、ごみ減量通信や広報かまくらによって周知啓発を行うとともに、各イベントやスーパーの店頭キャンペーン、説明会等の場において、ごみ減量の意識啓発を図ってきました。

不用品登録制度（リユースネットかまくら）の周知・啓発を過年度から継続的に実施しており、平成28年度（2016年度）において初めて成立件数1,000件を達成し、平成30年度（2018年度）においては、1,040件となりました。

また、さらなる分別徹底を図るため、LINEを活用してごみに関する情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」の実証実験を平成31年（2019年）3月29日から開始しました。

(2) 重点項目2 家庭から出るごみと資源物の分別徹底

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 不適正な排出に対する啓発・指導	← 実施 →											

不適正な排出に対する啓発・指導

家庭から排出されたごみのうち、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を実施したことに伴い、不適正な排出に対し、公平性を担保する必要があることから、平成29年(2017年)4月1日から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を行う内容物調査を実施しています。

平成30年度(2018年度)は、内容物調査を290件実施し、その内169件について排出者が特定できたことから、当該排出者に対し啓発・指導を行ったところ、排出状況の改善が見られました。

また、内容物調査を実施後、訪問した中にごみの排出が困難である方が多くいたことから、地域包括支援センター等と連携し、声かけふれあい収集の申請につなげるなどの対応を行いました。

○総括

家庭から出る燃やすごみの中における資源物の混入率は、有料化の実施によって減少傾向にありますが、平成30年度(2018年度)家庭系ごみ組成調査では資源物の混入が約21.6%見られたことから、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図りました。

説明会や広報紙等による啓発だけでなく、自治・町内会や商店会等から推薦された鎌倉市廃棄物減量化等推進員を始め、自治・町内会会員による地域のクリーンステーションでの定期的な指導や貼り紙の掲示、不法投棄等防止策などの実施を支援することで、地域ごとの意識啓発を図りました。

また、平成29年度(2017年度)から内容物調査が可能になったため、分別が不適正な排出者に対して訪問による啓発・指導を行い、分別の徹底を図りました。

(3) 重点項目3 新たな資源化

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ビニール袋残渣等資源化	}						実	施	→			
② 製品プラスチック品目拡大												
③ 皮革製品等の資源化												
④ 可燃残さの資源化												
⑤ 粗大・臨時ごみの資源化 (木くず等の拡大、残さ)	←						実	待	機	→		
⑥ 生ごみの資源化	←						検	討				
⑦ 紙おむつの資源化	←						検	討				

①ビニール袋残渣等資源化

家庭から植木剪定材又は不燃ごみを排出される際に用いる袋については、平成28年(2016年)5月からRPF化による資源化業務を実施しています。

ビニール袋残渣資源化処理実績 (単位：トン)

年度	処理量	備考
平成28年度(2016年度)	92.8	5月 資源化開始
平成29年度(2017年度)	125.6	
平成30年度(2018年度)	116.8	

②製品プラスチックの資源化

製品プラスチックについては、平成27年(2015年)1月15日から分別収集を開始しました。

平成29年(2017年)10月から、PP、PEの単一プラスチック素材のプラスチック製品に加え、その他のプラスチック製品(容器包装プラスチックを除く。)などを排出できるように収集品目を拡大しました。

製品プラスチック資源化処理実績 (単位：トン)

年度	処理量	備考
平成28年度(2016年度)	90.6	
平成29年度(2017年度)	156.2	10月 品目拡大
平成30年度(2018年度)	292.4	

③皮革製品等の資源化

布類の収集品目については、平成 29 年（2017 年）10 月から、使用可能な皮革製品や綿入り・羽毛入り衣料品、帽子、カバン、バッグなどを排出できるように収集品目を拡大しました。

布類資源化処理実績 (単位：トン)

年度	処理量	備考
平成 28 年度(2016 年度)	1000.9	
平成 29 年度(2017 年度)	1041.6	10 月 品目拡大
平成 30 年度(2018 年度)	1038.7	

④可燃残さの資源化

平成 29 年（2017 年）9 月から、容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理業務委託において生じる可燃残さについて、溶融固化による資源化業務を実施しました。

可燃残さ資源化処理実績 (単位：トン)

年度	処理量	備考
平成 29 年度(2017 年度)	90.6	9 月 資源化開始
平成 30 年度(2018 年度)	175.5	

⑤粗大ごみ、臨時ごみ資源化（木くず等の拡大、残さ）

粗大ごみのうち、木質素材はチップ化等により資源化していますが、複合素材からなる粗大ごみは焼却しています。平成 30 年度（2018 年度）はガス化・溶融固化処理等の手法により資源化を目指していましたが、ストックする場所が確保できなかったため、実施を見送りました。

⑥生ごみの資源化

生ごみは、家庭系燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすごみの大幅な減量が期待できるため、2 市 1 町の広域連携における覚書の基本方針においても、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化を共通の課題として連携して取り組むこととしています。

平成 30 年度（2018 年度）においては、既に生ごみの資源化を実施している市町村の事例研究などを行い、2 市 1 町の広域連携を踏まえ、実施に向けて検討を行いました。

⑦紙おむつの資源化

紙おむつは、家庭系ごみ及び事業系ごみの両方から排出されるものですが、家庭系燃やすごみの中で約7%（平成30年度（2018年度）家庭系ごみ組成調査結果より）、事業系ごみの中で約9%（平成29年度（2017年度）事業系ごみ組成調査結果より）を占めており、資源化することで焼却量の削減が見込めます。2市1町の広域連携を検討する中でも、広域処理によるスケールメリットを活かすことにより、コストの軽減が図れる処理体制の構築が見込めることから、紙おむつの資源化については共通の課題として取り組むこととしていました。

平成30年度（2018年度）においては、実証実験を行っている民間事業者の視察や先進市の事例研究、さらに「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」及び「鎌倉市生活環境整備審議会」での協議を行い、2市1町の広域連携を踏まえ、資源化の実施に向けて検討を行いました。

○総括

平成29年度（2017年度）から実施している製品プラスチック及び皮革製品等の資源化拡大、容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理業務委託において生じる可燃残さの資源化などを平成30年度（2018年度）においても引き続き実施することで、平成29年度（2017年度）と比べて約209トン焼却量の低減が図れました。

また、生ごみ及び紙おむつの資源化については、今後のごみ処理体制を構築する上でも、重要な取り組みになるため、実証実験を行っている民間事業者の視察や先進市の事例研究などを行い、2市1町の広域連携を踏まえ、検討を進めました。

(4) 重点項目4 市民サービスの向上

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の検討	←----- 検 討 ----->											

①家庭系ごみ戸別収集の検討

ごみの排出に困っている方で、現行の「声かけふれあい収集」では対象とならない高齢者の負担軽減を図るため、一人暮らし高齢者登録をしている方を対象とした戸別収集の導入を検討しました。

○総括

現行の「声かけふれあい収集」を拡大して、高齢者の負担軽減を図るため、一人暮らし高齢者登録をしている方を対象とした戸別収集の導入を検討したところ、今後の実施に向けて費用面などの課題を確認することができました。

(5) 重点項目5 事業所から出るごみと資源物の分別徹底

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 事業所への分かりやすい3Rの取組みの情報提供							実施					
② ピット前検査の実施と分別指導												
③ 多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発		準備						実施				
④ 事業系専任チームによる事業者訪問指導							実施					
⑤ 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討							検討					

①事業所への分かりやすい3Rの取組みへの情報提供

④事業系専任チームによる事業者訪問指導

多量排出事業者（月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）34者、準多量排出事業者（月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）120者のほか、ピット前検査により資源物等の混入があった事業者など約380者を訪問し、3Rの取組み事例を紹介するなど、分別徹底を周知するとともに指導を行いました。

住宅宿泊事業法の施行（平成30年（2018年）6月15日施行）に伴い、神奈川県が公表している住宅宿泊事業者（民泊）情報に記載のある全45者の施設訪問を行い、事業者に適正な処理の方法を指導しました。

また、市内の飲食店が参加する食品衛生責任者講習会において、ごみと資源物の分別や食品ロス削減に関するチラシを配布しました。

②ピット前検査の実施と分別指導

平成30年度（2018年度）に実施したピット前検査は、目視による検査が9,549件、自走式コンベアごみ投入検査機等による展開検査が1,709件、計11,258件の検査を行い、延べ1,930袋について持帰り指導を行いました。

また、特に排出状況が悪い事業者に対して、分別の徹底を図るように訪問指導を行いました。

③多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発

多量排出事業者34者及び準多量排出事業者120者を個別訪問し、分別の徹底、生ごみの資源化及び大型生ごみ処理機の設置要請を行いました。

⑤小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式（複数事業者による資源物の収集）による古紙等の収集など、小規模事業所がごみ減量・資源化を行い、排出しやすい最適な処理体制を検討し、収集効率の面などの課題を確認しました。

○総括

事業系ごみの分別徹底を図るため、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を実施し、分別状況の悪いごみについては持ち帰り指導を行うとともに、排出元の事業者訪問による指導を徹底しました。

分別徹底などの啓発・指導を継続して実施してきたことなどにより、平成 30 年度（2018 年度）の事業系ごみ収集量については、平成 29 年度（2017 年度）の収集量 10,067 トンと比べて約 557 トン減量され 9,510 トンとなりました。

(6) 重点項目6 事業所から出るごみの発生抑制

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 飲食店への食品ロス削減の啓発												
② 滞在者に対する食品ロス削減の啓発												
③ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルグループの活用の提案												
④ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用												

① 飲食店への食品ロス削減の啓発、②滞在者に対する食品ロス削減の啓発

飲食店等を通じて、「MOTTAINAI Spirit In kamakura」ポスターを配布し、仕入れやメニューの工夫などによる食品ロスの削減について働きかけるとともに、「3010 運動」に関するチラシなどにより、食べ残しの削減について滞在者へ働きかけを行いました。

③食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルグループの活用の提案

食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進を図るため、平成 30 年 8 月に整備された鶴見区にバイオマス発電のエネルギー回収施設（J バイオフードリサイクル）を訪問し、令和元年 12 月から登録再生事業者の認可を取得する予定で、事業系生ごみの受入が可能であることを確認しました。また、2 市 1 町の広域連携において、新たな登録再生利用事業者を誘致する検討を行いました。

④大型生ごみ処理機設置助成制度の運用

飲食店や福祉施設等を中心に、大型生ごみ処理機設置助成制度の周知及び大型生ごみ処理機の設置を促した。

また、市の助成制度を利用した事業者 2 者において、合計で約 39.8 トン（うちイトーヨーカドー大船店約 29.9 トン、湘南愛心会約 9.9 トン）の生ごみを処理しました。

○総括

排出事業者への啓発を強化するため、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、フードバンクの活用による食品ロス削減、生ごみの資源化と大型生ごみ処理機の設置要請等を行いました。

また、(株) J バイオフードリサイクルが、令和元年度（2019 年度）から事業系生ごみの受け入れが可能であることを確認するとともに、2 市 1 町の広域連携の中では新たな登録再生利用事業者を誘致する検討を進めました。

(7) 重点項目7 ごみ・資源物の適正処理の推進

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① ごみ・資源物の適正処理の推進							検討						
② 新ごみ焼却施設の整備							検討						
③ リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討							検討						

①ごみ・資源物の適正処理の推進

②新ごみ焼却施設の整備

③リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討

○総括

市の焼却施設である名越クリーンセンターは、昭和57年（1982年）の稼働から30年以上が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えていることから、令和7年度（2025年度）に新たなごみ焼却施設の稼働を目指し、適正な処理体制を検討してきました。

しかし、地域住民との話し合いを行ってきましたが合意形成が困難な中で、他の可燃のごみの処理方法として、広域連携や自区外処理の可能性についても検討を行いました。

将来にわたり安定したごみ処理の体制を検討する上では、施設が抱える課題のほか、本市がSDGs未来都市として選定されたことを受け、さらに環境面において地球温暖化対策として低炭素社会に向けて積極的に取組む立場にあること、また、人口減少や市の財政状況といった現状及び将来予測を踏まえるとともに、第3次一般廃棄物処理基本計画策定時には想定できなかった新たなごみの減量・資源化にかかる技術が確立してきた点などを考慮する必要があります。

検討の結果、新たな焼却施設を建設せず、できる限りごみの減量・資源化を促進することにより可燃ごみの削減を行い、ゼロ・ウェイストの実現を図るものとする「将来のごみ処理体制についての方針」を平成31年（2019年）3月に公表しました。